

平成 30 年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成 30 年北海道胆振
東部地震及び台風第 21 号）

30 経営第 1514 号

平成 30 年 10 月 9 日

農林水産省経営局長通知

平成 30 年北海道胆振東部地震及び台風第 21 号による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）により緊急的な対策として被災農業者向け経営体育成支援事業を実施することとしたので円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、実施要綱の第 3 のただし書、別表 1 の 2 の（1）及び別記 2 の第 1 の 2 の（1）のイの（ア）の規定に基づき対象となる気象災害等、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定め実施することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都道府県知事及び農業信用基金協会には貴職から通知されたい。

別紙

1 対象となる気象災害等

平成 30 年北海道胆振東部地震及び台風第 21 号

2 事業要件

- (1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成 30 年 9 月 3 日以降の取組であること。
- (2) 都道府県及び事業実施主体は、1 の気象災害等による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業を平成 30 年度に終了すること。

3 事業内容

- (1) 実施要綱別記 2 の第 1 の 2 の (1) のイの (ア) の a から d までとする。
- (2) 実施要綱別記 2 の第 1 の 2 の (1) のイの (ア) の a 及び b において、「農産物の生産に必要な施設」とあるのは「農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設」と読み替えるものとする。
- (3) 実施要綱別記 2 の第 1 の 2 の (1) のイの (ア) の d については、「農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の修繕」と読み替えるものとする。
- (4) 実施要綱別記 2 の第 1 の 2 の (1) のイの (イ) の c のなお書きについては、「なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず通年で加入することとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されること。」と読み替えるものとする。
- (5) (1) から (3) までの事業内容については、実施要綱別記 2 の第 3 の 1 の (1) の国の助成措置等を以下のとおり読み替えるものとする。
 - ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2 分の 1 以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額とする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の (ア) 及び (イ) により算定した額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる復旧に係る機械等（以下「助成対象機械等」という。）が

農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下の a から d までのいずれか低い額を限度とする。

- a 助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に 2 分の 1 を乗じて得た額
- b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に 2 分の 1 を乗じて得た額を差し引いて得た額
- c 助成対象機械等が園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に 10 分の 4 を乗じて得た額
- d 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額

(イ) 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、助成対象機械等ごとに以下の a 又は b のいずれか低い額を限度とする。

- a 助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額
- b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(6) 上記 (1) から (3) までに加えて、被災した農産物の生産に係る施設等（以下「被災施設等」という。）の撤去を対象とする。

- ① この場合、被災農業者の農業経営が継続されるものとする。
- ② 国の助成措置等は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2 分の 1 以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、対象となる被災施設等の面積に以下の助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は助成対象事業経費のいずれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額を限度とする。

ウ アの国の補助に当たっては、地方公共団体がイで算定する国の助成金の額以上を助成しているものとする。

エ 助成の対象となる被災施設等が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する国の助成金の額と園芸施設共済のうち被災施設等の撤去に係る支払共済金に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額が助成対象事業経費の 2 分の 1 を

超えないものとする。

なお、国の助成金の額は、助成対象事業経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額を上限とする。

- ③ 被災施設等の撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、環境部局と調整を図ること。

種類	助成単価
① 被覆材がガラスのハウス	1,200 円/㎡
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス（骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等）であるものを含む。）	880 円/㎡
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290 円/㎡
④ 畜舎	4,500 円/㎡
⑤ その他施設等	ア 上記施設以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③、農作業用施設等は④に準じる。）ものとする。 イ ただし、以下（ア）～（ウ）を満たす場合であって、上記の助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができるものとする。 （ア）以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。 i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ii 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

	<p>vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。</p> <p>(イ) 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。</p> <p>(ウ) 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。</p>
--	---

- (7) 実施要綱別記 2 の第 7 の 4 については、「都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。」と読み替えるものとする。
- (8) 実施要綱別記 2 の第 7 の 5 については、「事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険へ加入させるものとする。」と読み替えるものとする。

4 様式について

- (1) 実施要綱別記 2 の別紙様式各号については、以下の別紙様式各号により作成するものとする。
- ア 別紙様式第 2-1 号、同号別添 1 及び別添 2 は、別紙様式第 2-①号、同号別添 1 及び別添 2 により作成するものとする。
- イ 別紙様式第 2-3 号は、別紙様式第 2-③号により作成するものとする。
- ウ 別紙様式第 2-3 号別添 1 は、別紙様式 2-③号別添 1 により作成するものとする。
- エ 原形復旧以上の施設の整備を行う場合の本事業による助成は、被災前の施設を原形復旧する範囲までとするとともに、助成対象外の事業内容を明らかにするため、別紙様式第 2-①号別添 3 を作成し、別紙様式第 2-①号の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。
- なお、財産管理については、助成対象となった事業内容のみならず助成対象とならない事業内容を含めて適切に実施するものとする。
- オ 3 の (6) の②のイの助成単価表の⑤において、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、別紙様式第 2-①号別添 4 を作成し、別紙様式第 2-①の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

5 その他

園芸施設共済に加入している農業者については、本事業の実施に当たり、農業共済組合に連絡の上、必要な調整を図るものとする。